

氏名
(被相続人又は受贈者)

様式ID

NTA0VNX002010010



一般動産及び船舶の評価明細書

種類、製造会社名、 名称、型式、年式等	売買実例価額等 を基とした 評価額	売買実例価額等が明らかでない場合				
		新品（新造） 価額	法定耐用年数	製造（建造）年月	償却費の額の 合計額又は 減価の額	新品等の価額を 基とした評価額 （①－②）
			経過年数	定率法による 償却率		
	円	①円	年	・	②円	円
			年			
				・		
				・		
				・		
				・		
				・		
				・		
				・		
				・		
				・		
				・		
				・		

(平成二十年分以降用)

- (注) 1 この評価明細書は、一般動産及び船舶を評価する場合に使用します。
- 2 一般動産及び船舶の価額は、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価しますが、売買実例価額等が明らかでない場合には、新品の小売価額等から償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額によって評価します。
- 3 「売買実例価額等を基とした評価額」欄には、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価した価額を記載します。
- 4 売買実例価額等が明らかでない場合には、「売買実例価額等が明らかでない場合」欄に記載します。
- (1) 「新品（新造）価額」欄には、評価する一般動産と同種同規格の新品の課税時期における小売価額（船舶の場合は評価する船舶と同種同型の船舶（該当する船舶がない場合は最も類似する船舶によります。）を課税時期において新造する場合の価額）を記載します。
- (2) 「製造（建造）年月」欄には、評価する一般動産の製造年月（船舶の場合は評価する船舶の建造年月）を記載します。
- (3) 「経過年数」欄には、評価する一般動産の製造の時（船舶の場合は評価する船舶の建造の時）から課税時期までの期間の年数（その期間の年数に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とします。）を記載します。